

救急救命士の業務について

富山県東部消防組合 魚津消防署 救急救命士 なかやまけいいち 中山圭一

現在、東部消防組合では31名の救急救命士が活動し、そのうち魚津消防署には13名の救急救命士がいます。救急救命士とは、救急救命士法第2条にて「厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者」です。救急救命士が活動する為の構造と設備が備わっている救急車を高規格救急車といいます。

私は、平成24年度に第36回救急救命士国家試験に合格し、救急救命士の仲間入りをしました。今回は、救急救命士の業務や今後の救急救命士の展望についてお話しします。

「救急救命士の業務」

救急車には救急救命士を含む救急隊員の3名が一つのチームになって乗っています。救急救命士は、救急車で病気やケガ人を現場から病院まで搬送する間に、医師の指示のもと、次のような高度な救急救命処置を行います。病院への搬送中に手遅れになることがないように、一人でも多くの人を助けるために行なっているものです。

- ・心臓が止まった人にAED（自動体外式除細動器）を使用して電気ショックを行います。
- ・呼吸や心臓が止まった人に、心臓の動きを高める薬を点滴することができます。又、口の中にチューブを入れて人工呼吸を行います。（1月号にも紹介しました。）

「救急救命士の今後」

厚生労働省では、病院に搬送する前に施せる処置を増やし、傷病者の救命率を向上させ、後遺症を軽減させる目的で、救急救命士の処置範囲の拡大についての検討が行われてきています。現在は、呼吸や心臓が止まった人に対する救命処置を業務としていますが、今後は、救急救命士が行える救命処置を新たに追加拡大する方向になっています。

・救命処置として追加を検討されている処置について

- ①血糖値の測定で低血糖と判断された傷病者に対する「ブドウ糖溶液の投与」
- ②呼吸や心臓が止まる恐れのある傷病者に対する「静脈路確保と輸液の実施」
- ③喘息の発作が強い傷病者に対する「吸入薬の使用」



しかし、これらの処置を行うには高度な観察能力が必要となり、教育カリキュラムの追加も検討されています。今まで以上の知識及び技術の向上が求められます。

救急車の出動件数が更に増加することが見込まれる中、救急隊が果たすべき役割は今まで以上に大きくなっていくことと思います。私たち救急救命士も自らの知識・技術の向上はもちろん、地域病院での実習を積み重ね、住民の皆さんの期待に応えられるよう救命率の向上に励んでいきます。



救急救命士 中山圭一さん 【救急救命士の救急活動訓練の様子】
出動の合間に人形を使って訓練に励んでいます

救急講習の問い合わせ先

富山県東部消防組合 魚津消防署救急係
電話 0765-24-0119

※ 救急講習の内容や申し込みについては、ホームページにも掲載されています。お気軽にお問い合わせ下さい。